最終更新日：2017年7月3日

住石ホールディングス株式会社

代表取締役社長　長崎　駒樹
問合せ先：取締役専務執行役員　谷口　信一

証券コード：1514

http://www.sumiseki.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、純粋持株会社として、グループ全体と事業子会社の経営を分離して、それぞれの権限と責任の明確化を図っております。
　また、監査役制度を採用し、取締役会につきましては少数（5名）の取締役により経営環境の変化に迅速に対応する体制を整備し、社外取締役と監査役、内部監査部門の連携を図ることにより、監督機能の強化を図っております。
　なお、リスクマネジメントやコンプライアンスについては、体制作りと周知徹底を図っており、今後とも当社はコーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題のひとつとして、その充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則１－２　株主総会における権利行使】補充原則１－２－４及び【原則３－１　情報開示の充実】補充原則３－１－２
　当社は現在海外投資家比率が低いため、コスト等を勘案し議決権の電子行使や招集通知の英訳、英語での情報開示を採用していません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４　いわゆる政策保有株式】
（1）政策保有の方針
　当社は、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、取引先との関係維持・強化、今後の事業展開、事業上のシナジーなどを総合的に勘案し、政策的に必要とする株式については保有し続けますが、保有する意義や合理性の乏しい株式については、適宜株価や市場動向を見て売却する方針です。
（2）議決権行使の基準
　政策保有株式の議決権行使については、保有目的、当該会社の経営・財務状況、株主価値毀損の可能性等を勘案し、議案ごとの賛否を適切に判断し、議決権を行使しております。

【原則１－７　関連当事者間の取引】
　当社では、取締役の競業取引及び利益相反取引を取締役会の付議・報告事項としており、取引毎に取締役会による事前承認と結果の報告を行うこととしております。また、役員の関連当事者取引（利益相反取引）を把握すべく、役員及び近親者（二親等内）と当社グループとの間の取引の有無、当社役員及び近親者（二親等内）が議決権の過半数を保有する会社と当社グループとの間の取引の有無を、毎年定期的に役員各々に確認しております。

【原則３－１　情報開示の充実】
（1）中長期的な会社の経営戦略
　第９期有価証券報告書１１頁「３．経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載しておりますので、ご参照下さい。

（2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
　本報告書の「１　１．基本的な考え方」をご参照ください。

（3）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
　取締役、執行役員の報酬は、月額報酬（固定）、賞与（業績連動報酬）、ストックオプションで構成されます。取締役、執行役員の報酬は、取締役会で決議・制定した役員報酬規程に基づき、会社業績、担当部門業績並びに個人業績を総合的に勘案の上、代表取締役が起案し、独立社外取締役を含めた取締役会メンバーに原案の妥当性を確認した上で、取締役会に報告することにしております。

（4）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き
　取締役、執行役員候補の選任については、業務執行の管理・監督機能、適正・迅速な意思決定への寄与、リスク管理体制の整備等を考慮し、総合的に適材適所の観点から人材を選定しております。監査役候補者の選任については、財務・会計に関する相当程度の知見の有無、企業経営に関する経験や知識、当社の事業活動に関する知識等のバランスを考慮し、総合的に適材適所の観点から人材を選定しております。以上の方針に基づき、代表取締役が内容を検討のうえ、取締役会において決議しております。

（5）取締役会が上記（4）を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
　取締役、監査役の各候補者の経歴等については、株主総会参考書類に記載しております。

【原則４－１　取締役会の役割・責務】
補充原則４－１－１
　当社取締役会は法令に規定する事項並びにあらかじめ取締役会で定めた取締役会規則及び職務権限規程に規定する事項を決議し、その他の業務執行については職務権限規程で定めた管掌業務に基づき業務執行取締役等にその決定を委任しています。

【原則４－８　独立社外取締役の有効な活用】
　当社は、取締役５名のうち３分の１以上に相当する２名の独立社外取締役を選任しております。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

【原則４－１１　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
補充原則４－１１－１
当社の取締役会については、グループの事業会社を統括する持株会社として、実効性ある経営体制を確保しつつ、取締役会における多様性及び専門性の確保の観点にも十分配慮しております。取締役の員数は現在５名で、持株会社としての機能を十分に発揮するとともに、主要子会社の役員を兼任させることで、より効果的・効率的な体制を整備しております。独立社外取締役は２名で、長年にわたる企業経営の実務経験を有する方及び弁護士で、取締役会に参画していただくことにより、企業価値の向上を図っております。

補充原則４－１１－２
事業報告及び株主総会参考書類において、各取締役・監査役の重要な兼職を開示しております。

補充原則４－１１－３
平成２８年度においては、取締役会は１５回開催され、業務執行に係る重要事項が適時・適切に決定・報告されました。社外取締役は、必要に応じて取締役、事務局から決議事項、報告事項について事前説明を受け、検討のうえ、取締役会において積極的に意見を述べ、その意見は取締役会の決議及び取締役・執行役員の業務執行に反映されております。監査役は、取締役会に付議される議案について、必要に応じて取締役、事務局から事前説明を受け、検討のうえ、取締役会において積極的に意見を述べ、その意見は取締役会の決議及び取締役・執行役員の業務執行に反映されております。

【原則４－１４　取締役・監査役のトレーニング】
補充原則４－１４－２
当社の取締役、監査役は、各自が必要な知識等を習得できるよう、外部の法律事務所及び会計事務所と顧問契約等を締結し、また社外セミナーを受講できるよう、費用面も含め、支援できる体制を採っております。また、監査役については、日本監査役協会等が主催する講習会等に参加し、監査役としての必要な知識及び監査役の役割と責務の理解促進に努めております。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
株主との対話は、総務部が担当し、総務部が代表取締役社長、管理担当取締役等と対応方法を検討し、適切に対応するものとします。当社においては、企画部門、財務・経理部門、総務部門が定期的に会議を行い、決算等の開示・説明において、各々の専門的見地に基づく意見交換を行い、連携して対応を行い、株主との対話の補助を行います。株主に対しては、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくよう当社ホームページによる情報開示等を実施しています。対話により株主から寄せられた意見・要望等については、経営陣に対し適時・適切にフィードバックしております。なお、株主との対話に際しては、インサイダー情報の漏洩防止に努めております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,828,800	3.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,340,700	2.28
株式会社三井住友銀行	1,323,720	2.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	1,158,900	1.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口１）	1,044,300	1.77
三井住友カード株式会社	855,900	1.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口２）	842,500	1.43
鈴村信夫	842,100	1.43
株式会社日本総合研究所	835,900	1.42
株式会社セディナ	823,100	1.40

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

１．当社は、自己株式2,057,953株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．平成２８年７月６日付で、ブラックロック・ジャパン株式会社から提出され、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、平成２８年６月３０日現在で同社及び共同保有者１社が保有する当社株式は合計2,842,000株である旨が記載されております。ただし、当社として同社の実質所有株式数の確認が出来ていないため、上記大株主には含めておりません。
３．平成２８年３月２２日付で、三井住友信託銀行株式会社から提出され、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、平成２８年３月１５日現在で同社及び共同保有者１社が保有する当社株式は合計2,880,900株である旨が記載されております。ただし、当社として同社の実質所有株式数の確認が出来ていないため、上記大株主には含めておりません。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	鉱業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐久間博	他の会社の出身者					△						
鎭西俊一	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐久間博	○	平成１０年６月まで当社の主要な借入先である株式会社三井住友銀行の業務執行者でありました。	経営全般にわたる豊富な経験と高い見識を有していることから、社外取締役に適任であると判断し、選任しております。また、同氏は過去に当社の主要な借入先三井住友銀行の業務執行者であったものの、同行を退職してからすでに相当の期間が経過しており、同氏の判断に同行の意向が影響することはなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として指定いたしました。

鎭西俊一	○	顧問弁護士	弁護士として独立した立場から、当社の経営に対してその豊富な専門知識、経験を反映していただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、関連会社、主要な取引先の出身者等ではなく、顧問弁護士としての取引はあるものの、その報酬は多額ではないため、独立性は確保されていると考え、独立役員として届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と定期的に監査実施計画等についてディスカッションを行うとともに、監査実施計画等について報告会を行っております。
また、監査役は、内部監査部門である監査室と連携して、監査を実施し、随時情報、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
柿本省三	他の会社の出身者													
茶谷瑛一	他の会社の出身者							△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柿本省三		公認会計士	公認会計士、税理士及び経営コンサルタントとして専門的な知識と豊富な経験を有していることから選任しております。

茶谷瑛一		平成12年7月まで当社の主要な借入先である株式会社三井住友銀行の業務執行者でありました。	経営者として幅広く高度な見識と豊富な経験を有していることから選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成21年6月26日開催の第1期定時株主総会において、業績連動型の報酬支払を可能とするため、取締役の報酬限度額は、賞与も含めて年額1億8千万円以内と決議いただいており、その範囲内で報酬等の額を決定しております。また、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、企業価値の向上に対する経営責任を明確にするため取締役に対し、前記の報酬限度額の範囲内で、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることについて、平成26年6月27日開催の第6期定時株主総会においてご承認いただきました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、子会社の取締役、その他

該当項目に関する補足説明

当社及び子会社の取締役、執行役員並びに当社監査役の報酬と企業価値を反映した株価の連動性を高めることによって、当社の連結及び個別業績への貢献意欲をより高め、会社業績に対する経営責任を明確にするとともに、株主との価値共有を進め企業価値の増大を図ることを目的として、株式報酬型ストックオプションを付与するものです。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書及び事業報告において、取締役、社外取締役、監査役、社外監査役毎の報酬の総額を開示しております。
なお、平成28年度に支給した取締役の報酬額は賞与も含め42百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額は、定款において、株主総会の決議によって定めることとしております。

1.取締役の報酬限度額は、平成21年6月26日開催の第1期定時株主総会において、業績連動型の報酬支払を可能とするため、賞与も含めて年額1億8千万円以内と決議いただいており、その報酬限度額の範囲内で決定しております。

2.監査役の報酬限度額は、平成21年6月26日開催の第1期定時株主総会において、業績連動型の報酬支払を可能とするため、賞与も含めて年額4千8百万円以内と決議いただいており、その報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

3.役員退職慰労金制度はありません。

4.なお、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、企業価値の向上に対する経営責任を明確にするため、取締役及び監査役に対し、前記の報酬限度額の範囲内で、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることについて、平成26年6月27日開催の第6期定時株主総会においてご承認いただきました。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

必要に応じ、取締役等から会社業務等についての説明を行っている。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役会は、社外取締役2名を含む5名で構成され、原則月1回定例取締役会を開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、法令・定款に定められた事項、経営に関する重要事項について審議するとともに、業務執行状況の報告を行っております。

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、内部監査部門である監査室と連携して、監査を行っております。また、監査役は会計監査人と定期的に監査実施計画等についてディスカッションを行うとともに、監査実施計画等について報告会を行っております。

会計監査につきましては、三優監査法人を選任しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役の選任により、経営の客観性とともに意思決定の妥当性の確保に努めていること、また、監査役は財務会計に関する知見を有する者等により構成されており、各々の専門知識や経験等を活かして当社の経営に対して助言、チェックを頂いていることなどから、現状の体制によって経営に対する監督が有効に機能しているものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日3週間前に招集通知（事業報告を含む）を発送しております。
その他	当社ホームページに招集通知、決議のお知らせを掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報その他の適時開示資料	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1） 当社及び子会社の取締役は、取締役会による職務執行の適正な監督のため、定期的に又は必要に応じて職務執行の状況を取締役会に報告する。
（2） 当社及び子会社の取締役は、法令及び定款に適合した適正な経営判断を行うため、常に十分な情報の収集に努める。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役は、職務執行に係る情報について、法令、社内規程に従い、保存を行うとともに適正に管理する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1） リスク管理に関する社内規程に従い、担当部署が所管業務に関する当社グループ全体のリスクへの対応を主導的に実施するとともに、組織横断的なリスクについては取締役会等で適宜審議し、適切に対応する。
（2） 当社グループ全体の経営上の重要なリスクについては、取締役会等において、リスクの顕在化の防止に努めるとともに、万一顕在化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。
（3）リスク管理体制の有効性については、内部監査組織である監査室が定期的に又は必要に応じて当社グループ全体の監査を行う。

4．当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1） 取締役会は、原則として月1回又は必要に応じて随時開催する。また、取締役会付議事項を含む当社グループ全体の経営の重要事項については、当社及び子会社の取締役及び執行役員が出席する業績会議、その他の会議体において適宜報告・審議するなど、効率的な業務運営に努める。
（2） 当社及び子会社の取締役会の決定に基づく職務執行については、それぞれ代表取締役、業務担当取締役及び執行役員が適切かつ迅速に執行する。

5．当社及び子会社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1） 当社及び子会社の取締役は、社内規程において、職務執行に当たり遵守すべき法令等を明確化するとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。
（2） 監査室は、当社グループ全体の法令及び定款遵守の状況、その他従業員の職務執行の状況について、定期的に又は必要に応じて監査するとともに、その結果を取締役会等に報告し、所要の改善を図る。

6．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1） 取締役は、当社グループとして目指すべき共通の方向性及び目標等を示し、その達成に向け、当社グループを挙げて取り組む。
（2） 取締役は、当社グループ会社取締役との意見交換を定期的に開催し、当社グループにおける経営課題の共有と解決に努める。

7．監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1） 必要に応じて監査役の業務補助のためスタッフを置くこととし、その人事については、監査役会の同意を得るものとする。監査役の業務補助を命ぜられたスタッフは、専ら監査役の指揮命令に従うものとする。
（2） 当社及び子会社の取締役、執行役員及び従業員は、経営上の重要なリスク等を発見したときは、監査役に報告する。また、監査役の求める事項について、いつでも、必要な報告を行うものとする。
（3） 当社及び子会社の取締役、執行役員及び従業員が、前項に係る報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。
（4） 監査役が職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
（5） 取締役は、会計監査人及び監査室が監査役に報告をするための体制その他監査役監査の実行性を確保する体制を整備する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、反社会的勢力排除に向けて、警察当局・顧問弁護士等とも連携し、組織的に対応することとしております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社はコンプライアンス規程において、反社会的行為に対する対処を含めた行動指針を定めており、教育と啓蒙を通じ社員全員に周知徹底を図っております。
また、総務部を対応部署として、警察当局・顧問弁護士等との連携を図り、事案に応じて対応することとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

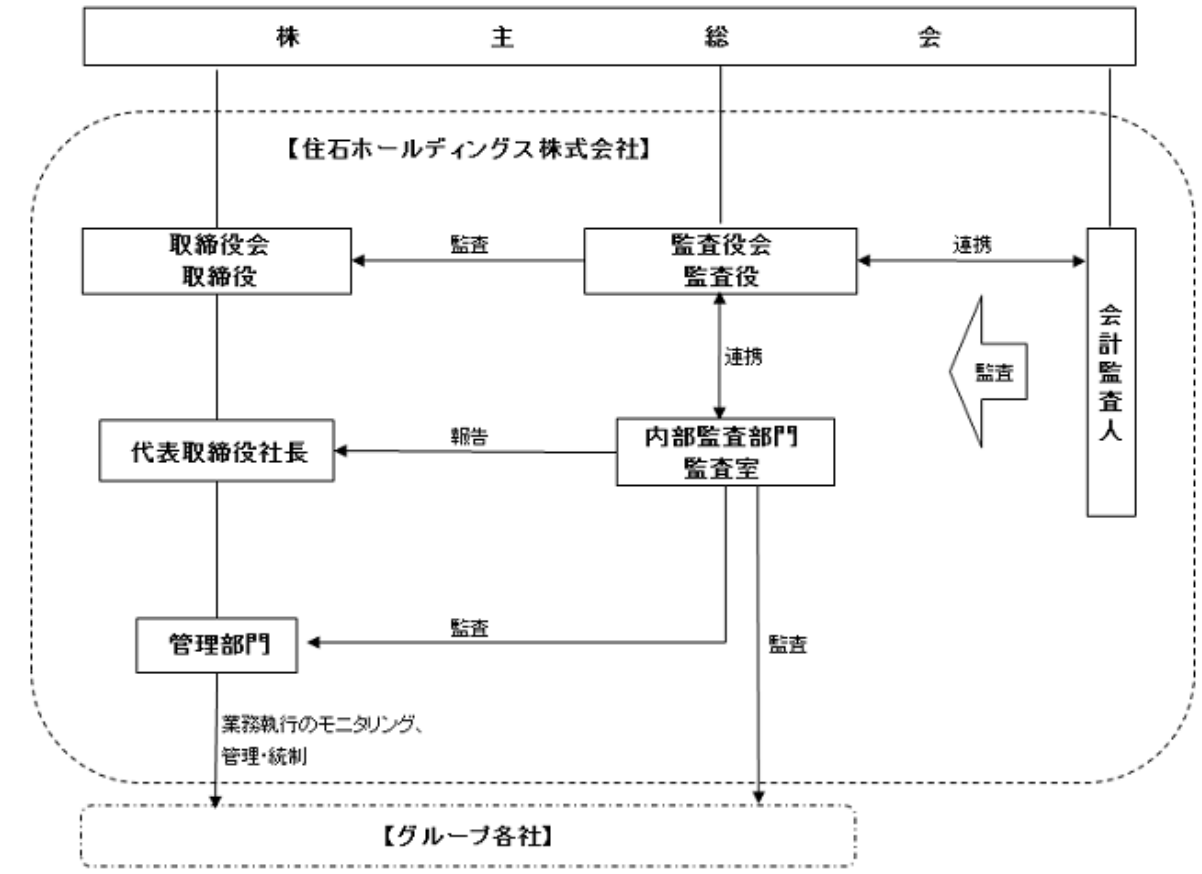
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

コーポレート・ガバナンス体制の模式図



適時開示体制に関する模式図

